

明治安田生命の「米ドル建・一時払養老保険」は 生命保険の特徴を備えた貯蓄性商品です!

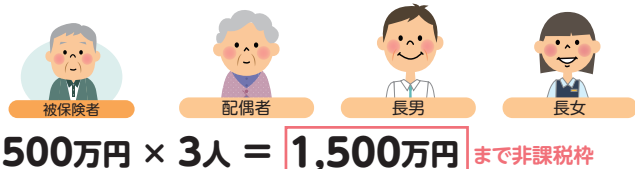
生命保険の特徴とは

1. 死亡保険金には非課税枠があります

(契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合)

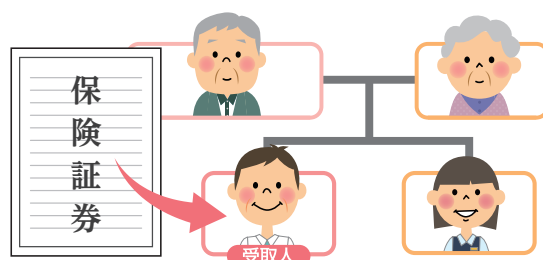
- 死亡保険金は、
[500万円×法定相続人の数]まで非課税になります。
(相続税法第12条)

相続人が配偶者と子2人のケース



2. 受取人を指定することができます

- 死亡保険金は、受取人固有の財産とされています。
- 受取人を指定することで必要な人に直接のこすことが可能となり、遺産分割対策としても有効です。
- 民法上の相続財産ではないため、相続放棄をしても受け取れます。

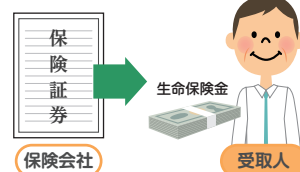


3. 死亡保険金は特別受益にあたりません

- 死亡保険金は、よほどの不公平がない限り特別受益とはならないとされています。(2004年10月19日 最高裁判決)

[特別受益とは]

相続人が被相続人から生前に受けていた贈与や相続開始後に遺贈などで受ける特別な利益のことです。相続人間の不公平をなくするために、特別受益がある場合は相続財産の前渡しを受けたものとして、その分を相続財産に加算して遺産分割を考える必要があります。

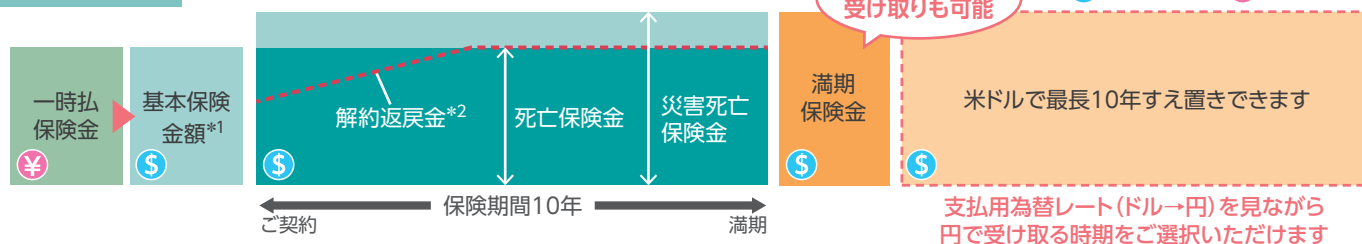


⚠ 米ドル建・一時払養老保険の保険期間は10年です。上記は保険期間中のみの特徴です。また、満期後は保険金をすえ置くことができますが、すえ置期間中に相続が発生した場合、すえ置いた満期保険金は、税務上、預貯金と同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

明治安田生命の米ドル建・一時払養老保険なら、同時に資産形成ができます!

- 保険期間10年のシンプルな米ドル建・一時払養老保険です。
- ご契約日の予定利率等により、米ドル建ての満期保険金額、死亡保険金額等が確定します。
- 診査等は不要で、職業告知のみでご加入いただけます。

商品のイメージ



*1 米ドル建ての基本保険金額は、一時払保険料を当社が受領した日の入金用為替レート(円→ドル)で米ドルに換算した金額です。

*2 解約返戻金は死亡保険金額を上限とします。なお、ご契約から一定期間内に解約された場合、返戻金が基本保険金額を下回ります。

●契約者貸付はお取り扱いしていません。

米ドル建ての満期受取率は年齢によって異なります

この生命保険は米ドル建ての商品のため、以下の点にご留意ください

- お客さまにご負担いただく費用として、保険契約にかかる費用(「契約初期費用」「保険契約関係費用」)および外貨の取り扱いにかかる費用(「お払込時にかかる費用」「お受取時にかかる費用」)などがあります
- 為替レートの変動により、お受け取りになる円換算後の保険金額や解約返戻金額などが、お払い込みいただいた一時払保険料やご契約時における円換算後の保険金額を下回り、損失が生じる恐れがあります

- 「入金用為替レート(円→ドル)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」で「ご契約のしおり 定款・約款」では「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています
- 「支払用為替レート(ドル→円)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」で「ご契約のしおり 定款・約款」では「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています
- 「入金用為替レート(円→ドル)」「支払用為替レート(ドル→円)」には、当社所定の費用が含まれます。詳細は、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください
- 当資料に記載の税務上の取扱いについては、2021年6月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください
- この資料は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください
- 生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します